

# － 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 27 年 5 月 22 日・東京都条例第 95 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 15 号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の排水基準に係る暫定基準を改める必要がある。

### (2) 改正内容

ア 附則第 2 項に定める排水基準に係る暫定基準の適用期限を延長し、「平成 30 年 5 月 24 日」とする。

イ 附則別表に定める排水基準に係る暫定基準を改正する。

## 2 施行日

平成 27 年 5 月 25 日

## 3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494

内線 42-655